

『蛇口からあふれるぼくらの夢・未来』

6月1日(水)から7日(火)は、第53回「水道週間」です

水道週間とは

日本の水道は今やほとんどの国民が利用できるまで普及しており、健康で文化的な国民生活や様々な社会経済活動を支える必要不可欠な生活基盤として、重要な役割を果たしています。

一方、老朽化しつつある施設の更新、地震等の災害対策の推進、安全・快適な水の供給の確保等に関する取り組みが求められています。

こうした状況を踏まえ、水道について住民の理解を深め、水道事業の発展に資するため「水道週間」を設けています。

町の水道施設について

川妻取水場

利根川の表流水を川妻浄水場にポンプで圧送する施設です。

川妻浄水場

取水場から送られてきた利根川の表流水を塩素処理・ろ過処理等の処理を行い水道水として各家庭に配水をしています。

小手指配水場

埼玉県行田浄水場で作られた水道水を受水し各家庭に配水をしています。

町では、川妻浄水場と小手指配水場の2系統から配水しており、川妻浄水場は主に山王・江川・幸主・土与部・原宿台に、小手指配水場は元栗橋・川妻・小手指・堀之内・新幸谷・小福田・大福田・山王山・冬木・両新田に配水しております。

届出はお早めに

次のような場合は届出が必要になりますので、川妻浄水場内の上下水道課までご連絡をお願いします。

- 給水を開始するとき
- 町内に転居するとき
- アパートに入居するとき
- 一時中止していた水道の使用を再開するとき
- 給水を休止するとき
- 町内に転居するとき
- 町外に転出するとき
- 長期不在となるとき

水道水の放射能測定

- 使用者を変更するとき
- 使用者が死亡したとき
- 使用者が変わったとき

町では、福島原発の事故による水道水の放射性物質の濃度について、平成23年3月24日より毎週1回測定しておりますが、5月12日までの測定結果では、原子力安全委員会が定めた飲食物制限に関する指標値である放射性ヨウ素300 Bq/kg(乳児100 Bq/kg)、放射性セシウム200 Bq/kgの数値を超える水道水は測定されておりませんでした。

しかしながら、原子力発電所事故が収束していないことから町ではこれからも引き続き放射能測定を実施し、町ホームページ等で速やかに公表すると共に電話等によるお問い合わせにもお答えしてまいります。

お問い合わせ
上下水道課 ☎(84)3000

平成23年度子ども手当のお知らせ

平成23年度の子ども手当については、国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことにより、平成23年4月から9月までの6カ月間、昨年度の法律の内容のまま継続されることとなります。

平成23年10月以降については、国の動向を注視しながら決まり次第町ホームページ、広報紙等でお知らせします。

支給額

子ども1人につき
月額13,000円

支給対象

0歳から中学校卒業まで(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)の支給要件

中学校終了前の子どもを
観護し、生計関係にある父
や母など
支給月

平成23年 6月対象月

平成23年2月から5月分

平成23年 10月対象月

平成23年6月から9月分

注意

次の方は申請手続きが必要です。

- 出生等により、新たに養育する子どもができた方
- すでに受給していて、出生等により養育する子どもが増えた方
- すでに受給していて、他市町村から引越しをされた方

次の方は、手続きの必要はありません。

- すでに受給していて、支給対象となる子どもの数に変りがない方

平成23年6月の現況届の提出は不要です。
ただし、10月に届出、申請等が必要となる場合があります。

お問い合わせ
健康福祉課社会福祉G
☎(84)1111(内線236)

